

空き家対策の推進のための新規制度等に係る説明会

主催：国土交通省

空き家対策の推進のための新規制度等につきまして、地方公共団体や
空き家対策に取り組む民間の方々を対象に、説明会を開催します。

日時

平成29年5月16日（火） 13:00～17:00（受付開始：12:00）

対象

地方公共団体、空き家対策に取り組む民間の方々

内容

●空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況について

●空き家対策に関する新規制度について

- | | |
|--------------------------------|---|
| (1)住宅セーフティネット制度 | 子育て世帯や高齢者など住宅確保が困難な方に対し
空き家等を利用し住宅提供 |
| (2)空き家所有者情報の外部提供に
関するガイドライン | 市町村が空き家所有者情報を外部提供するに当たっての
法制的な整理、運用方法等 |
| (3)小規模不動産特定共同事業 | クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生 |
| (4)全国版空き家・空き地バンクの構築 | 物件検索がしやすいサイトでマッチングの可能性向上 |
| (5)地域の空き家等の流通モデルの構築 | 不動産事業者などの関係者が連携した空き家活用の
先進的な取組等に支援 |
| (6)空き地を活用した市民緑地認定制度の創設 | 民間主体が整備する地域住民のための市民緑地に対する支援 |
| (7)所有者不明土地等に係るガイドライン | 所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策 |
| (8)法定相続情報証明制度について | |

●税財政措置関連について

- | | |
|------------------|---|
| (9)先駆的空き家対策モデル事業 | 官民が連携して行う先駆的な取組に支援 |
| (10)空き家対策総合支援事業 | 空き家等の活用・除却等について地方公共団体を支援 |
| (11)譲渡所得の特例に係る運用 | 相続により生じた古い空き家（除却後の敷地を含む）に関する特例
（譲渡所得から3,000万円を特別控除）の運用 |
| (12)定住促進空き家活用事業等 | 定住促進空き家活用事業、地方財政措置など |

●その他関連事項など

- | | |
|----------------------|--|
| (13)住宅市街地整備に係る施策 | 住宅市街地整備に係る施策を紹介
「住宅団地再生」連絡会議の概要及び密集市街地整備等 |
| (14)公営住宅における残置物の取り扱い | 公営住宅の単身入居者が死亡された際の対応方針案 |
| (15)その他関連事項の情報提供 | |

※内容につきましては、一部変更となる可能性がございます。

会場

東京・三田共用会議所 1階講堂（東京都港区三田2-1-8）

【会場アクセス】

- 東京メトロ 南北線 麻布十番駅下車 2番出口より徒歩5分
- 都営地下鉄 大江戸線 麻布十番駅下車 2番出口より徒歩5分 他

申込み・お問い合わせ

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室

TEL：03-5253-8111（内線：39356） E-mail：goto-s2nq@milt.go.jp

※お申し込みは各団体様にてとりまとめの上、メールにてご連絡をお願いいたします。